

(証券コード 2901)

2020年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
石 垣 食 品 株 式 会 社  
代表取締役社長 石 垣 裕 義

### 第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、本年は当日のご来場を見合わせ、書面にて議決権を行使することを強くご推奨申しあげます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号  
ベルサール九段（住友不動産九段ビル）4階 R o o m 4
3. 目的事項  
**報告事項** 1. 第63期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第63期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件  
**決議事項** 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以 上

- 
- ◎ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、及び感染症の対応のため株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.ishigakifoods.co.jp>）に内容を開示いたします。
- ◎感染症の対応のため、株主総会の議事は例年より時間を短縮して行う予定です。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、ご了承下さい。

## (提供書面)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、「令和」への改元やラグビーワールドカップの開催など国民心理に明るさが見える中、緩やかな回復基調を示し始めていましたが、台風や洪水などの自然災害、諸外国における貿易問題、年度終盤には新型コロナウイルス感染症が発生し、世界的に景気の先行きに懸念が生じるなど、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の中で当社グループは、飲料事業においては主力商品である「フジミネラル麦茶」の営業プロモーション活動の継続、他社と提携による介護医療市場向け業務用商品の投入や高付加価値型の健康茶の新製品投入、ごぼう茶について増量等の積極的な販売促進策を実施し、珍味事業においては従来とは形態・顧客層の異なる新商品の投入、インターネット通信販売事業においては採算の改善を図るべく事業構造を見直し、前連結会計年度に参入した外食店舗事業で着実な利益計上を行うこと等で、営業・経常・最終の各段階利益の黒字転換を目指してまいりました。

これらの結果、売上高2,627百万円（前連結会計年度比3.4%減）、営業損失144百万円（前連結会計年度は営業損失230百万円）、経常損失151百万円（前連結会計年度は経常損失219百万円）となりました。最終損益は、特別損失としてインターネット通信販売事業に係るのれん等に対して減損損失282百万円、過年度決算の訂正・調査等にかかった費用として23百万円、外食店舗に係る減損損失6百万円、リース資産の減損損失6百万円等の計上により親会社株主に帰属する当期純損失476百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失315百万円）となりました。

なお、単独の業績につきましては、売上高353百万円（前期比4.6%減）、営業損失68百万円（前事業年度は営業損失70百万円）、経常損失76百万円（前事業年度は経常損失79百万円）となりました。最終損益は、特別損失としてインターネット通信販売事業子会社の株式評価損として306百万円、同子会社に対する関係会社事業損失引当金繰入額60百万円を計上したこと等により当期純損失480百万円（前事業年度は当期純損失101百万円）となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は変更後の区分に基づいております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ① 飲料事業

飲料事業においては、主力の麦茶について少子高齢化等の市場環境悪化が続く中、8月、9月は猛暑であった前年を更に上回る増収となったものの、初夏は梅雨明けが遅れ気温が上がらず天候不順の状態が続いたこと、介護医療市場向け業務用商品が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて納入先が拡大せず業績への寄与が限られたことから減収となりました。また「ごぼう茶」については、競合他社による営業攻勢が強まる中、秋冬商戦の恒例となっていた増量セールが不発に終わるなどして減収となりました。杜仲茶、烏龍茶も減収となり、高付加価値型の新商品も業績への寄与には至りませんでした。

損益面においては、減収に伴う工場稼働率の低下等が悪化要因となりました。

これらの結果、売上高151百万円（前連結会計年度比8.3%減）、営業利益1百万円（前連結会計年度比81.8%減）となりました。

#### ② 珍味事業

珍味事業のビーフジャーキーは、自社ブランド商品が夏季及び年末商戦における増量セールが好調で増収となる一方、OEM供給製品について第1四半期に大手コンビニエンスストアでの取扱い開始されたことから増収となる一方で、その後取先在庫が残った状態で取扱いが終了になったことから反動が生じ、通期では減収となったことから、ビーフジャーキー合計では微減に留まりました。

損益面では、工場稼働率が改善した期間があったことや円高の影響で、通期でも改善いたしました。

これらの結果、売上高198百万円（前連結会計年度比1.8%減）、営業損失1百万円（前連結会計年度は営業損失12百万円）となりました。

#### ③ インターネット通信販売事業

インターネット通信販売事業においては、配送費用や梱包資材や、一般消費者向けの大手通信販売サイトに支払う販売促進費の高騰により採算が悪化する中、価格改定や利益率の高い商品への切替えを進めました。第4四半期には損益の改善が見えてきたものの、のれん償却費44百万円の負担が重かったこともあり、通期では減収減益となりました。

これらの結果、売上高1,984百万円（前連結会計年度比12.5%減）、営業損失44百万円（前連結会計年度は営業損失132百万円）となりました。

また当該事業を行う子会社について、当初策定した事業計画を達成することが困難な状況となったことから、のれん等に対する減損損失を計上することとなりました。

#### ④ 外食店舗事業

外食店舗事業は、2018年12月に開業した自社保有店舗及び2019年1月に子会社化した外食店舗運営会社から構成されております。当連結会計年度においては子会社化が通期で寄与し、子会社が自社保有する店舗については堅調な収益・損益を計上して増収となったものの、運営受託店舗について不採算店から好採算店への切替えが円滑に進まなかったことや、のれん償却費9百万円の計上等があり、営業損失を計上することとなりました。

これらの結果、売上高290百万円（前連結会計年度比254.3%増）、営業損失16百万円（前連結会計年度は営業損失7百万円）となりました。

なお当社が保有する店舗にかかる固定資産については、当該店舗について事業採算の見通しが立たないことから減損損失を計上することとなりました。

#### ⑤ その他

業務用ナルト、だしのもとはともに減収となったことから損益も悪化し、売上高2百万円（前連結会計年度比19.9%減）、営業損失0百万円（前連結会計年度は営業利益0百万円）となりました。

### 事業別の売上状況

(単位 千円)

品 目	売 上 高	構 成 比	前 期 比
飲 料 事 業 麦 茶 ・ 健 康 茶	151,376	5.8%	91.7%
珍 味 事 業 ビーフジャーキー	198,110	7.5	98.2
インターネット通信販売事業 インターネット通信販売	1,984,639	75.5	87.5
外 食 店 舗 事 業 外 食 店 舗	290,793	11.1	354.3
そ の 他 乾燥ナルト・だしのもと	2,750	0.1	89.1
合 計	2,627,670	100.0	96.6

- ② 設備投資の状況  
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達状況  
2019年7月1日に新株式を発行し、49,920千円を資金調達いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第60期	第61期	第62期	第63期
		2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	(当期) 2020年3月期
売 上 高 (千円)		405,217	1,389,490	2,721,223	2,627,670
経 常 損 益 (千円)		△53,810	10,896	△219,207	△151,204
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)		△54,390	△97,060	△315,195	△476,999
1株当たり当期純損益	円 銭	△16.05	円 銭 △24.81	円 銭 △49.09	円 銭 △68.21
総 資 産 (千円)		191,982	1,541,211	1,451,967	755,815
純 資 産 (千円)		40,056	256,202	160,207	△286,880
1株当たり純資産額	円 銭	11.82	円 銭 47.14	円 銭 23.72	円 銭 △40.78

- (注) 1. 第60期は、ビーフジャーキーの採算悪化の長期化と、夏季の天候不順の影響で麦茶が不振で、減収及び赤字となりました。
2. 第61期は、飲料事業と珍味事業に改善は見られなかったものの、インターネット通信販売事業会社の子会社化により、大幅な増収となりました。
3. 第62期は、インターネット通信販売事業会社の業績が通期で寄与することとなったことから大幅な増収となりましたが、赤字となりました。
4. 当期（第63期）の状況につきましては、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

## ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第60期	第61期	第62期	第63期
		2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	(当期) 2020年3月期
売 上 高 (千円)		403,585	386,585	370,176	353,259
経 常 損 益 (千円)		△46,564	△40,750	△79,294	△76,982
当 期 純 損 益 (千円)		△58,144	△98,468	△101,874	△480,111
1株当たり当期純損益	円 銭	△17.16	△25.17	△15.87	円 銭 △68.70
総 資 産 (千円)		196,396	507,175	540,458	247,994
純 資 産 (千円)		42,190	255,262	372,669	△56,257
1株当たり純資産額	円 銭	12.45	円 銭 47.34	円 銭 55.17	円 銭 △8.14

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	100.0%	食品製造業
株式会社新日本機能食品	50,000千円	51.0%	インターネット通信販売事業
株式会社エムアンドオペレーション	3,000千円	51.0%	飲食店の経営等

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は当事業年度まで7期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

飲料事業においては、麦茶について大規模プロモーションに参加する等の販促策によりブランド露出を図ること、主力商品の一翼に育ったごぼう茶の様に当社グループの生産設備とノウハウを活かした新商品を開発・投入すること、既存の商材や製造設備や技術、販売先にこだわらない新商品の投入による販売チャネルの開発を行うこと等で飲料事業全体の採算向上を図ってまいります。

珍味事業においては、ビーフジャーキーについて、中国国内市場向けの販売開始や、商品規格の見直し、大幅なパッケージリニューアルなどを行うことで、新規取扱先を開拓し拡販を図り工場稼働率を向上させることや、中国生産子会社において原料牛肉調達方法を継続的に見直すことによりコストダウンを図る一方で、中国国内販売を開始することにより事業採算の改善に努めております。

また、これらの基本的施策に加え、介護関連事業や中国市場向け事業など採算性の見込める新事業への参入や他事業者商品の取扱い、効果の見込める事業者との事業提携についての交渉を進め、財務政策上必要であれば事業者との資本提携や、関係者による支援などを実施することを引き続き検討してまいります。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)**

当社の事業は、主にその取り扱い製品・サービスから「飲料事業」及び「珍味事業」に分類しております。

「飲料事業」は、麦茶等の嗜好飲料及びごぼう茶・烏龍茶等の健康飲料を生産しております。「珍味事業」は、ビーフジャーキーを生産しております。

**(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)**

本社 東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
 成田空港工場 千葉県香取郡多古町飯笹782番地9

**(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10(6)名	0(0)名	47.0歳	15.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)**

借入先	借入額
株式会社セゾンファンデックス	49,790千円
株式会社りそな銀行	46,327

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,068,300株
- ③ 株主数 3,277名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
石垣裕義	696千株	9.9%
株式会社石垣共栄会	338	4.8
楽天証券株式会社	248	3.5
石垣靖子	209	3.0
仁科良三	150	2.1
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	133	1.9
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	125	1.8
日本証券金融株式会社	118	1.7
株式会社SBI証券	112	1.6
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOBKHP/L-UOBHK-ACCLT	100	1.4

（注）持株比率は自己株式（1,779株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。



### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石垣裕義	株式会社新日本機能食品取締役 ウェイハン石垣食品有限公司董事長 株式会社エムアンドオペレーション取締役
取締役	杉浦友昭	海外部長、ウェイハン石垣食品有限公司董事
取締役	小西一幸	経理総務部長 株式会社エムアンドオペレーション監査役
取締役	藏石周太	
取締役(監査等委員)	片平亮太	
取締役(監査等委員)	杉山直人	弁護士法人アイピー・ロー法律特許事務所代表
取締役(監査等委員)	中野陽介	中野公認会計士・税理士事務所代表 株式会社AAA総合会計代表取締役

- (注) 1. 取締役杉山直人氏及び中野陽介氏は、社外取締役であります。
2. 代表取締役社長石垣裕義氏は、本定時株主総会終了後に開催予定の取締役会において代表取締役会長に選任される予定です。取締役小西一幸氏は、本定時株主総会終了後に開催予定の取締役会において代表取締役社長に選任される予定です。
3. 取締役小西一幸氏は、2019年6月27日開催の第62期定時株主総会において取締役に選任されました。
4. 取締役藏石周太氏は、2019年6月27日開催の第62期定時株主総会において取締役に選任されました。
5. 当社は取締役杉山直人氏及び中野陽介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役(監査等委員)杉山直人氏は、弁護士及び弁理士の資格を有しており、法務及び知財に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役(監査等委員)中野陽介氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、片平亮太氏を常勤の監査等委員として選定しております

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

#### ③ 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (一)	9,993千円 (一)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (二)	4,200 (2,400)
合計	7	14,193

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額36,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額4,800千円以内と決議いただいております。
3. 連結子会社における不適切な会計処理の経営責任を明確にするため、代表取締役社長に対して減俸30%を6カ月の処分を実施しております。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

杉山直人氏は、弁護士法人アイピー・ロー法律特許事務所の代表を兼職しております。なお、当社と弁護士法人アイピー・ロー法律特許事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

中野陽介氏は、中野公認会計士・税理士事務所の代表及び株式会社A A A総合会計の代表取締役を兼任しております。なお、当社と中野公認会計士・税理士事務所及び株式会社A A A総合会計との間に重要な取引その他の関係はありません。

##### ロ. 社外役員の主な活動状況

###### ・取締役会、監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員）杉山直人	9回	81.8%	13回	92.9%
取締役（監査等委員）中野陽介	11	100.0	14	100.0

###### ・取締役会、監査等委員会における発言状況

- a. 取締役（監査等委員）杉山直人氏は、当事業年度の取締役会には11回中9回、監査等委員会には14回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、法務の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。
- b. 取締役（監査等委員）中野陽介氏は、当事業年度の取締役会には11回中11回、監査等委員会には14回中14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。
- c. 取締役（監査等委員）杉山直人氏および中野陽介氏は、当事業年度内に判明した過年度の当社グループの不適切な会計処理に関して、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の重要性について注意喚起をしておりました。また、特別調査委員会の委員として全容の究明および再発防止策の提言を行うなど、適切にその職務を遂行しております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

仁智監査法人

##### ② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,200千円
ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,200千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、当該報酬は相当、妥当であることを監査等委員会が確認できたことであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当社の過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬等が含まれております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第37条に設けておりますが、責任限定契約は締結していません。

##### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

ヘ. 監査等委員の職務の執行を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査等委員会と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命することとする。また、その異動については監査等委員の意見

を徹しこれを尊重するものとする。

- ト. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査等委員に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査等委員は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査等委員に随時報告するものとする。また、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役及び監査等委員が取締役会においてその取り組みや運用状況について確認し、担当する役員及び使用人が外部講習会などで適宜修得した情報等も参考にしながら、活発な意見交換によって審議、監督、点検、見直し、検討等を継続的に行うことで、その適正性等を効果的に確保しております。

なお、当社はこのたび、過年度において不適切な会計処理が行われた事実が認められたことに伴い、財務報告に係る内部統制について再評価を行った結果、当社としてのガバナンス体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の確立等に問題があったことを認識し、財務報告に係る内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

これらの開示すべき重要な不備の是正と再発防止に向けて、グループガバナンス体制の強化等を継続的な課題として認識し、引き続き体制強化を行っていく方針であります。

**(6) 会社の支配に対する基本方針**

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

**(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上していることから、無配とすることといたしました。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>592,217</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>513,779</b>
現 金 預 金	187,625	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	149,524
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	165,128	1年内返済予定の長期借入金	250,179
商 品 及 び 製 品	173,746	短 期 借 入 金	32,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	25,096	リ ー ス 債 務	1,482
そ の 他	40,625	未 払 法 人 税 等	3,027
貸 倒 引 当 金	△3	賞 与 引 当 金	3,914
<b>固 定 資 産</b>	<b>151,231</b>	未 払 金	35,336
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>125</b>	そ の 他	38,312
建 物 及 び 構 築 物	69	<b>固 定 負 債</b>	<b>528,916</b>
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	517,333
土 地	0	リ ー ス 債 務	5,476
そ の 他	56	そ の 他	6,106
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>34,056</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,042,695</b>
の れ ん	34,056	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	0	<b>株 主 資 本</b>	<b>△282,125</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>117,048</b>	資 本 金	591,165
投 資 有 価 証 券	86,911	資 本 剰 余 金	344,459
そ の 他	30,137	利 益 剰 余 金	△1,216,967
<b>繰 延 資 産</b>	<b>12,366</b>	自 己 株 式	△782
		その他の包括利益累計額	△6,018
		その他有価証券評価差額金	△24,624
		為替換算調整勘定	18,605
		新 株 予 約 権	1,264
<b>資 産 合 計</b>	<b>755,815</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>△286,880</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>755,815</b>

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,627,670
売 上 原 価	1,704,326
売 上 総 利 益	923,343
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,067,824
営 業 損 失	144,480
営 業 外 収 益	10,253
営 業 外 費 用	16,977
経 常 損 失	151,204
特 別 損 失	
減 損 損 失	296,282
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	23,374
固 定 資 産 売 却 損	4,179
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	475,040
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,658
当 期 純 損 失	476,699
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	476,699

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	566,205	319,499	△699,253	△782	185,668
誤謬の訂正による累積的影響額			△41,015		△41,015
誤謬訂正後当期首残高	566,205	319,499	△740,268	△782	144,653
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	24,960	24,960			49,920
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△476,699		△476,699
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	24,960	24,960	△476,699	—	△426,779
当 期 末 残 高	591,165	344,459	△1,216,967	△782	△282,125

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△76	15,629	15,553	—	201,222
誤謬の訂正による累積的影響額					△41,015
誤謬訂正後当期首残高	△76	15,629	15,553	—	160,207
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					49,920
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△476,699
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△24,548	2,975	△21,572	1,264	△20,308
当 期 変 動 額 合 計	△24,548	2,975	△21,572	1,264	△447,087
当 期 末 残 高	△24,624	18,605	△6,018	1,264	△286,880

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 連結注記表

### (1) 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において債務超過となっていること、および当連結会計年度まで7期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループとしては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

債務超過につきましては、次に記載する事業収益の改善を行っていくことに加え、資本状況の改善を行うことができる事業者との提携に関する検討、交渉等を進めてまいります。

飲料事業においては、麦茶について大規模プロモーションに参加する等の販促策によりブランド露出を図ること、主力商品の一翼に育ったごぼう茶の様に当社グループの生産設備とノウハウを活かした新商品を開発・投入すること、既存の商材や製造設備や技術、販売先にこだわらない新商品の投入による販売チャネルの開発を行うこと等で飲料事業全体の採算向上を図ってまいります。

珍味事業においては、ビーフジャーキーについて、中国国内市場向けの販売開始や、商品規格の見直し、大幅なパッケージリニューアルなどを行うことで、新規取扱先を開拓し拡販を図り工場稼働率を向上させることや、中国生産子会社において原料牛肉調達方法を継続的に見直すことによりコストダウンを図る一方で、中国国内販売を開始することにより事業採算の改善に努めております。

インターネット通信販売事業においては、取扱商品や設定価格、業務プロセス等について見直しを行い、事業採算の改善に努めております。

また、これらの基本的施策に加え、介護関連事業や中国市場向け事業など採算性を見込める新事業への参入や他事業者商品の取扱い、効果の見込める事業者との事業提携についての交渉を進め、関係者による支援などを実施することを引き続き検討してまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

### (2) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社新日本機能食品、ウェイハン石垣食品有限公司、

株式会社エムアンドオペレーション

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社新日本機能食品の決算日は7月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結会計年度末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ウェイハン石垣食品有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しており、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

株式会社エムアンドオペレーションの決算日は11月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、2月末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

##### ③リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

①繰延資産の会計処理は、新株予約権の権利行使期間(2年)で定額法により償却する方法を採用しております。

②消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 誤謬の訂正に関する注記

過年度において、不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。この誤謬の訂正のため、当連結会計年度の期首の利益剰余金を41,015千円減少させております。

(4) 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 284,628千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

定期預金 10,000千円

(2)担保に係る債務

長期借入金 90,028千円

(5) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 7,068,300株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 1,129,000株

## (6) 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。また、事業活動を行っていく上で必要な運転資金については銀行等からの借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金預金	187,625	187,625	—
(2) 受取手形及び売掛金	165,128	165,128	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	86,911	86,911	—
資産計	439,664	439,664	—
(1) 支払手形及び買掛金	149,524	149,524	—
(2) 未払金	35,336	35,336	—
(3) 短期借入金	32,000	32,000	—
(4) 長期借入金 (※)	767,512	741,674	△25,837
負債計	984,374	958,536	△25,837

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(7) 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 △40円78銭  
2. 1株当たり当期純損失 68円21銭

(8) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>202,701</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>93,770</b>
現 金 預 金	13,452	支 払 手 形	4,653
受 取 手 形	321	買 掛 金	5,048
売 掛 金	55,763	1年内返済予定の長期借入金	14,112
商 品 及 び 製 品	22,889	役 員 短 期 借 入 金	32,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11,172	賞 与 引 当 金	2,150
前 渡 金	86,701	未 払 金	27,161
そ の 他	12,400	未 払 費 用	2,146
<b>固 定 資 産</b>	<b>32,926</b>	前 受 金	610
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	未 払 法 人 税 等	3,342
建 物	0	そ の 他	2,544
機 械 及 び 装 置	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>210,481</b>
そ の 他	0	長 期 借 入 金	82,004
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	123,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>32,926</b>	そ の 他	5,476
関 係 会 社 株 式	27,245	<b>負 債 合 計</b>	<b>304,251</b>
関 係 会 社 出 資 金	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
長 期 前 払 費 用	1,071	<b>株 主 資 本</b>	<b>△57,521</b>
差 入 保 証 金	4,610	資 本 金	591,165
<b>繰 延 資 産</b>	<b>12,366</b>	資 本 剰 余 金	344,459
		資 本 準 備 金	291,165
		そ の 他 資 本 剰 余 金	53,293
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△992,363</b>
		利 益 準 備 金	440
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△992,804
		繰 越 利 益 剰 余 金	△992,804
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△782</b>
		新 株 予 約 権	1,264
<b>資 産 合 計</b>	<b>247,994</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>△56,257</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>247,994</b>

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		353,259
売 上 原 価		228,715
売 上 総 利 益		124,544
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		193,114
営 業 損 失		68,570
営 業 外 収 益		14
営 業 外 費 用		8,426
経 常 損 失		76,982
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	306,000	
減 損 損 失	13,175	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入	60,000	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	23,374	402,549
税 引 前 当 期 純 損 失		479,531
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		580
当 期 純 損 失		480,111

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2019年4月1日 残高	566,205	266,205	53,293	319,499	440	△512,692	△512,251	△782	372,669
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	24,960	24,960		24,960					49,920
当期純損失(△)						△480,111	△480,111		△480,111
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	24,960	24,960	—	24,960	—	△480,111	△480,111		△430,191
2020年3月31日 残高	591,165	291,165	53,293	344,459	440	△992,804	△992,363	△782	△57,521

	新株予約権	純資産合計
2019年4月1日 残高	—	372,669
事業年度中の変動額		
新 株 の 発 行		49,920
当期純損失(△)		△480,111
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)	1,264	1,264
事業年度中の変動額合計	1,264	△428,927
2020年3月31日 残高	1,264	△56,257

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 個別注記表

### (1) 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において債務超過となっていること、および当事業年度まで7期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

債務超過につきましては、次に記載する事業収益の改善を行っていくことに加え、資本状況の改善を行うことができる事業者との提携に関する検討、交渉等を進めてまいります。

飲料事業においては、麦茶について大規模プロモーションに参加する等の販促策によりブランド露出を図ること、主力商品の一翼に育ったごぼう茶の様に当社グループの生産設備とノウハウを活かした新商品を開発・投入すること、既存の商材や製造設備や技術、販売先にこだわらない新商品の投入による販売チャネルの開発を行うこと等で飲料事業全体の採算向上を図ってまいります。

珍味事業においては、ビーフジャーキーについて、中国国内市場向けの販売開始や、商品規格の見直し、大幅なパッケージリニューアルなどを行うことで、新規取扱先を開拓し拡販を図り工場稼働率を向上させることや、中国生産子会社において原料牛肉調達方法を継続的に見直すことによりコストダウンを図る一方で、中国国内販売を開始することにより事業採算の改善に努めております。

また、これらの基本的施策に加え、介護関連事業や中国市場向け事業など採算性の見込める新事業への参入や他事業者商品の取扱い、効果の見込める事業者との事業提携についての交渉を進め、関係者による支援などを実施することを引き続き検討してまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

### (2) 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

### ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

## 3. 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

### ③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

## 4. その他計算書類作成のための基本となる事項

① 繰延資産の会計処理は、新株予約権の権利行使期間（2年）で定額法により償却する方法を採用しております。

② 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (3) 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	235,267千円
2. 関係会社に対する資産は、次のとおりであります。	
前渡金	86,701千円

## (4) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
仕入高	126,312千円

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	1,779	—	—	1,779

(6) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

賞与引当金	751千円
見越販売促進費	1,386千円
未払事業税	845千円
減損損失	30,186千円
関係会社株式評価損	93,697千円
関係会社出資金評価損	28,245千円
関係会社事業損失引当金	37,662千円
繰越欠損金	107,266千円
繰延税金資産小計	300,042千円
評価性引当額	△300,042千円
繰延税金資産合計	—千円

(7) 関連当事者に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	石垣 裕義	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接9.9	—	—	当社借入の 被債務保証	96,117	—	—
							資金の借入	32,000	役員短期 借入金	32,000
役員及び その近親者	石垣 靖子	—	無職	(被所有) 直接3.0	—	—	当社借入に 対する担保 の被提供	49,790	—	—

(注) 1. 当社は銀行借入れに対して、代表取締役社長である石垣裕義及びその近親者である石垣靖子より債務保証又は担保提供を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。

2. 石垣裕義からの借入金については、利息の支払いは行っておりません。

### 3. 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ウェイハン 石垣食品 有限公司	847千米ドル	食品 製造業	直接100.0	生産 子会社	仕入	126,312	前渡金	86,701

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。

#### (8) 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | △8円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 68円70銭 |

#### (9) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

仁智監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 内藤泰一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸谷隆太郎 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石垣食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において債務超過となっていること、および当連結会計年度まで7期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は誤謬の訂正のため、当連結会計年度の期首の利益剰余金を減少させている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

仁智監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 内藤泰一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸谷隆太郎 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において債務超過となっていること、および当事業年度まで7期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

はじめに

当社は2020年2月10日に外部より過年度の有価証券報告書等に虚偽記載の疑義がある旨の指摘を受けて社内組織での調査を開始するとともに、2020年3月13日付で指摘に関して当社と利害関係の無い当社監査等委員及び外部の専門家により構成される特別調査委員会を設置し、当該懸念の事実関係の調査を致しました。2020年4月10日付で受理した特別調査委員会の調査報告書では、主に2018年3月期の決算内容に不適切な会計処理が存在した事実及び内部統制上の不備が存在したとの指摘がありました。それに伴い、2018年3月期第3四半期以降の訂正四半期報告書及び訂正有価証券報告書、訂正内部統制報告書並びに関連する訂正決算短信等を2020年4月16日に関東財務局及び東京証券取引所へ提出致しました。また、特別調査委員会による指摘及び提言を踏まえて、当社のコーポレートガバナンス及び内部統制システムの不備に係る改善策として、ガバナンス体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の確立に取り組んでおります。監査等委員会としても、これに基づく改善状況を引き続き監視、検証してまいります。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、連結子会社における不適切な会計処理の判明により設置された特別調査委員会の調査と並行して監査を行い、同調査結果も踏まえて検討したところ、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、連結子会社における不適切な会計処理が判明し、内部統制システムに関する取締役会決議の内容についても特別調査委員会の調査により当社グループの内部統制の不備があったことが判明いたしました。当社は、かかる事態を真摯に受け止め、特別調査委員会の調査報告書で提言され策定された再発防止策を速やかに実施し、内部統制の徹底を図るべく、内部統制システムを適切に整備し、実効性ある運用に最大限の努力を尽くしております。監査等委員会としては、再発防止策の実施状況および内部統制システムの強化に向けた施策の実施状況を、引き続き監視および検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

石垣食品株式会社 監査等委員会

監査等委員 片平亮太 ㊞

監査等委員 杉山直人 ㊞

監査等委員 中野陽介 ㊞

(注) 1. 監査等委員杉山直人及び中野陽介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は任期満了となりますので、つきましては取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	いし がき ひろ よし 石垣 裕 義 (1961年12月12日生)	1985年4月 当社入社 1989年11月 当社営業部長就任 1990年6月 当社取締役就任 1992年6月 当社常務取締役就任 1998年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2005年7月 ウェイハン石垣食品有限公司 董事長就任（現任） 2017年10月 株式会社新日本機能食品 取締役就任（現任） 2019年2月 株式会社エムアンドオペレーション 取締役就任（現任）	696,500株
2	こ にし かず ゆき 小西 一 幸 (1975年2月7日生)	1997年4月 当社入社 2017年9月 ブックオフコーポレーション株式会社入社 2018年10月 当社経理総務部長就任（現任） 2019年2月 株式会社エムアンドオペレーション 監査役就任（現任） 2019年6月 当社取締役就任（現任）	1,000株
3	すず き あきら 鈴木 晃 (1973年1月21日生)	1993年4月 当社入社 2018年4月 当社成田空港工場長就任（現任）	—

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	おおくら こうじ 大倉 宏治 (1971年8月22日生)	1992年10月 朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 1996年11月 朝日アーサーアンダーセン株式会社入社 2002年9月 トーマツコンサルティング株式会社入社 2008年10月 株式会社GLOBAL設立 代表取締役就任 (現任) 2018年7月 株式会社新日本機能食品監査役就任 (現任)	—
2	すなごし ゆたか 砂 越 豊 (1953年9月7日生)	1976年4月 株式会社堀越商会入社 1979年4月 株式会社東海入社 1984年4月 株式会社グラフィカ入社 1985年2月 株式会社テセック入社 2000年7月 株式会社遊無有設立・代表就任 2002年7月 早稲田大学アジア太平洋研究センター 地域推進研究会 特別研究員就任 2004年3月 株式会社トリケミカル研究所入社 2016年10月 株式会社遊無有再開・代表 (現任)	—
3	はやふね みつあき 早船 光昭 (1960年11月10日生)	1989年4月 A I J株式会社アドバイザリー就任 1990年3月 株式会社塞輝設立・代表取締役就任 (現任) 2016年10月 4MD株式会社監査役就任	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 当社は大倉宏治氏、砂越豊氏及び早船光昭氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 3. 候補者砂越豊氏及び早船光昭氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 候補者砂越豊氏は、株式公開プロジェクトの責任者として複数社の公開実現に携わられるなど経理・財務のほか会社管理業務に関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、会社から独立した立場からご意見を頂けることが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。  
 5. 候補者早船光昭氏は、長年にわたり経営コンサルティング会社の代表取締役として経営に当たられ、豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、会社から独立した立場からご意見を頂けることが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。  
 6. 候補者砂越豊氏及び候補者早船光昭氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。  
 7. 候補者砂越豊氏及び候補者早船光昭氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。  
 8. 候補者砂越豊氏及び候補者早船光昭氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

9. 候補者砂越豊氏及び候補者早船光昭氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 当社は、候補者砂越豊氏及び早船光昭氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額4,800千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額9,600千円以内への改定をお願いするものであります。なお2020年度につきましては、この支給限度額を4月に遡って適用いたしたく存じます。

現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役の員数は2名）で、第2号議案が原案通り承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は改めて3名（うち社外取締役の員数は2名）となります。

以 上



## 第63期定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号  
ベルサール九段 4階 Room 4  
(住友不動産九段ビル)



東京メトロ半蔵門線、都営新宿線  
九段下駅 5番出口より徒歩5分

東京メトロ東西線  
九段下駅 7番出口より徒歩3分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので  
ご了承下さいますようお願い申し上げます。